

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 40 号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第 1 項第 3 号</u>に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第 1 項第 4 号</u>に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。